

高圧ガス保安法における手続の見直し等について(令和5年5月22日時点)

福井県電子申請サービスの運用開始に伴い、高圧ガス保安法における手続について、下記のとおり見直しを行いました。

なお、手続にあたっては【提出時の注意事項】の内容も併せて確認をお願いします(下表に記載のない様式については、県担当者へお問い合わせください)。

手続(様式)名	関係法令(様式番号)				提出方法				提出先	備考
	一般則	液石則	冷凍則	容器則	電子申請	郵送	窓口	メール		
高圧ガス製造許可申請書	第3条(様式第1)	第3条(様式第1)	第3条(様式第1)		○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	手数料額が30万円以上の場合、県証紙で手数料を納付してください。
高圧ガス製造事業届書	第4条(様式第2)	第4条(様式第2)	第4条(様式第2)		○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	
第一種製造事業承継届書	第9条(様式第3)	第10条(様式第3)	第10条(様式第3)		○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	
第二種製造事業承継届書	第9条の2(様式第3の2)	第10条の2(様式第3の2)	第10条の2(様式第3の2)		○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	
高圧ガス製造施設等変更許可申請書	第14条(様式第4)	第15条(様式第4)	第16条(様式第4)		○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	手数料額が30万円以上の場合、県証紙で手数料を納付してください。
高圧ガス製造施設等軽微変更届書	第15条(様式第5)	第16条(様式第5)	第17条(様式第5)		○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	
高圧ガス製造施設等変更届書	第16条(様式第6)	第17条(様式第6)	第18条(様式第6)		○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	
第一種貯蔵所設置許可申請書	第20条(様式第7)	第21条(様式第7)			○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	
第一種貯蔵所承継届書	第24条(様式第8)	第25条(様式第8)			○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	
第二種貯蔵所設置届書	第25条(様式第9)	第26条(様式第9)			○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	
第一種貯蔵所位置等変更許可申請書	第27条(様式第10)	第28条(様式第10)			○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	
第一種貯蔵所軽微変更届書	第28条(様式第11)	第29条(様式第11)			○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	
第二種貯蔵所位置等変更届書	第29条(様式第12)	第30条(様式第12)			○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	
製造施設完成検査申請書	第31条、第32条(様式第13)	第32条(様式第13)	第21条、第22条(様式第7)		○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	手数料額が30万円以上の場合、県証紙で手数料を納付してください。
第一種貯蔵所完成検査申請書	第31条、第32条(様式第14)	第32条、第33条(様式第14)			○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	
高圧ガス販売事業届書	第37条(様式第21)	第38条(様式第21)	第26条(様式第13)		○	○	○	×	防災安全部 (嶺南振興局) 消防保安課 (二州企画振興室または若狭企画振興室)	液石則に関する届出で、敦賀市・美浜町・若狭町(旧三方町区域)に事業所がある場合は二州企画振興室、小浜市・高浜町・おおい町・若狭町(旧上中町区域)に事業所がある場合は若狭企画振興室あてに提出してください。
高圧ガス販売事業承継届書	第37条の2(様式第21の2)	第38条の2(様式第21の2)	第26条の2(様式第13の2)		○	○	○	×	防災安全部 (嶺南振興局) 消防保安課 (二州企画振興室または若狭企画振興室)	液石則に関する届出で、敦賀市・美浜町・若狭町(旧三方町区域)に事業所がある場合は二州企画振興室、小浜市・高浜町・おおい町・若狭町(旧上中町区域)に事業所がある場合は若狭企画振興室あてに提出してください。
販売に係る高圧ガスの種類変更届書	第41条(様式第22)		第28条(様式第14)		○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	
高圧ガス製造開始届書	第42条(様式第23)	第42条(様式第22)	第29条(様式第15)		○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	
高圧ガス製造廃止届書	第42条(様式第24)	第42条(様式第23)	第29条(様式第16)		○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	
貯蔵所廃止届書	第43条(様式第25)	第43条(様式第24)			○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	
高圧ガス販売事業廃止届書	第44条(様式第26)	第44条(様式第25)	第30条(様式第17)		○	○	○	×	防災安全部 (嶺南振興局) 消防保安課 (二州企画振興室または若狭企画振興室)	液石則に関する届出で、敦賀市・美浜町・若狭町(旧三方町区域)に事業所がある場合は二州企画振興室、小浜市・高浜町・おおい町・若狭町(旧上中町区域)に事業所がある場合は若狭企画振興室あてに提出してください。
特定高圧ガス消費届書	第53条(様式第29)	第51条(様式第28)			○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	
特定高圧ガス消費者承継届書	第54条の2(様式第29の2)	第51条の2(様式第28の2)			○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	
特定高圧ガス消費施設等変更届書	第56条(様式第30)	第54条(様式第29)			○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	
特定高圧ガス消費廃止届書	第58条(様式第31)	第56条(様式第30)			○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	
危害予防規定届書	第63条(様式第32)	第61条(様式第31)	第35条(様式第20)		○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	
高圧ガス保安統括者届書	第67条(様式第33)	第65条(様式第32)			○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	
高圧ガス保安技術管理者等届書	第67条(様式第33の2)	第65条(様式第32の2)			○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	
高圧ガス保安主任者等届書	第71条(様式第34)	第69条(様式第33)			○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	
高圧ガス販売主任者届書	第74条(様式第35)	第72条(様式第34)			○	○	○	×	防災安全部 (嶺南振興局) 消防保安課 (二州企画振興室または若狭企画振興室)	液石則に関する届出で、敦賀市・美浜町・若狭町(旧三方町区域)に事業所がある場合は二州企画振興室、小浜市・高浜町・おおい町・若狭町(旧上中町区域)に事業所がある場合は若狭企画振興室あてに提出してください。
特定高圧ガス取扱主任者届書	第74条(様式第36)	第73条(様式第35)			○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	
高圧ガス保安統括者代理者届書	第78条(様式第37)	第76条(様式第36)			○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	
冷凍保安責任者届書			第37条(様式第21)		○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	
冷凍保安責任者代理者届書			第39条(様式第22)		○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	
高圧ガス製造施設休止届書	第79条、第80条(様式第37の2)	第77条、第78条(様式第36の2)			○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	
保安検査申請書	第79条、第80条(様式第38)	第77条、第78条(様式第37)	第40条、第41条(様式第23)		○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	手数料額が30万円以上の場合、県証紙で手数料を納付してください。
高圧ガス保安協会保安検査受検届書	第80条(様式第40)	第78条(様式第39)	第41条(様式第25)		○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	
指定保安検査機関保安検査受検届書	第80条(様式第41)	第78条(様式第40)	第41条(様式第26)		○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	
高圧ガス保安協会保安検査結果報告書	81条(様式第42)	第79条(様式第41)	第42条(様式第27)		○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	
指定保安検査機関保安検査結果報告書	81条(様式第43)	第79条(様式第42)	第42条(様式第28)		○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	
事故届書	第98条(様式第58)	第96条(様式第57)	第68条(様式第46)		○	△ ※第2報以降のみ	△ ※第2報以降のみ	△ ※第1報のみ	防災安全部 消防保安課	第1報(即報)は引き続きメールのほかFAXでも提出可能とします。第1報(即報)では郵送および窓口での提出はできません。なお、高圧ガス事故発生時はすぐに電話で報告をしてください。
高圧ガスの種類又は圧力変更申請書			第9条(様式第2)		○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	1件の申請で容器の本数が215本以上の場合、県証紙で手数料を納付してください。
容器検査所登録申請書			第30条(様式第5)		○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	
容器検査所登録更新申請書			第31条(様式第6)		○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	
検査主任者届書			第35条(様式第8)		○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	
容器検査所廃止届書			第39条(様式第9)		○	○	○	×	防災安全部 消防保安課	

※手続簡素化のため、下記の変更については届出不要とします。

変更内容	対象者	変更後の手続
氏名または名称、代表者(保安統括者の場合を除く)、保安監督者、事務所(本社)所在地、事業所の名称(承継の場合を除く)、事業所の住居表示	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所の所有者または占有者、第二種貯蔵所の所有者または占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、容器検査所の登録を受けた者	変更があった日以降、上記の手続を行う際に、県担当者へ伝えてください。

【提出時の注意事項】

- ・上記のすべての手続について、押印・署名は不要です。なお、手続は必ず事業者本人が行ってください。
- ・工場長など代表者名以外で申請・届出を行う場合は委任状(押印・署名不要)を添付してください。なお、受任者および委任者に変更がない場合、前回提出した委任状を再度添付(使用)していただいても構いません。
- ・担当者が検査などで不在にしていることが多いため、書類を持参して窓口で提出する場合は事前に連絡をお願いします。また、申請・届出に関する質問や相談等はメールでお問い合わせください。
- ・県証紙を貼り付けた台紙を除き、原則としてすべて電子データで提出してください。なお、県証紙を貼り付けた台紙は、簡易書留やレターパックなど追跡可能な方法で送付してください。
- ・郵送で提出する場合、送付時に返信用封筒(必要な切手を貼付したもの)を同封してください。
- ・メールでの提出については、電子申請サービスで容量アップロードができなかったデータのみ受付けます。